

40歳から75歳未満の方は、



全員、特定健康診査を 受診しましょう！

特定健康診査は、平成20年4月から始まった「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づく、生活習慣病予防のための新しい健康診査の制度です。

病気治療中の人も 受診の対象者です！

「薬を飲んでいるから必要ない」のではなく、自分の健康は自分で守るための第一歩として特定健康診査を受けましょう。

毎年 受診しましょう！

高血糖

高血圧

脂質異常

脂質異常症とは？

血液中の脂質（コレステロールや中性脂肪）の数値が高くなる、あるいは低くなる症状。

早期発見と治療、 予防に！！



■□■□■□■□■治療中の方の主な受診メリット■□■□■□■□■

- 1 総合的な身体のチェックができます。
- 2 毎年受診することで、検査データの変化を自分自身で確認できます。
- 3 各種教室への参加や健康相談を受けることができます。日頃の疑問も解決!!

【市町国保の被保険者の方へのお願い】

市町から特定健康診査の受診券が送付されます。

詳細については、各市町担当課へ
お問合せください。

福山市:成人健診課(084-928-4747)
府中市:保健課(0847-47-1310)
神石高原町:保健課(0847-89-3366)

人間ドック、職場等での健康診査の結果を、 各市町担当課へ提出してください。

福山・府中地域保健対策協議会（地域・職域連携推進委員会）
（広島県東部保健所福山支所 保健課 福山市三吉町 1-1-1）

特定健診とは？

平成20年4月から始まった、「**高齢者の医療の確保に関する法律**」の規定に基づく、生活習慣病予防のための新しい健康診査・保健指導の制度です。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した健康診断で、自分自身の健康状態を確認し、生活習慣を改善するチャンスです。

国民健康保険被保険者証や健康保険組合員証、共済組合員証などの40歳以上、75歳未満の被保険者（本人）と被扶養者（ご家族）の全員が対象となります。

75歳以上の方については、「後期高齢者医療広域連合」による健康診査を受診します。

- これまで健診を受けてこなかったご家族（被扶養者）の人も、加入している医療保険で特定健康診査を受診します。

いつ・どこで受けるの？

国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者から、受診対象者に受診案内や受診券が送られてきますので、必ず目を通して、受診しましょう。

（受診できる機関や時期を確認し、受診日の予約をしましょう。）

受診する時に必要なものは？

健康保険証と受診券を持って、予約日に受診しましょう。

具体的な金額等は受診券（利用券）に印字されていますが、各医療保険者で異なりますので、御確認ください。

どんな検査を受けるの？

メタボリックシンドローム予防に重点をおいた検査を行います。

- ・ 質問表への記入（服薬歴や喫煙習慣の状況など）
- ・ 身体計測（身長・体重・腹囲等）
- ・ 血圧測定
- ・ 血液検査（高血糖や脂質異常、肝機能の状況など）
- ・ 検尿（尿糖や尿たんぱくなど）
- ・ 診察

医師が必要と認めた場合

- ・ 貧血検査
- ・ その他（心電図・眼底検査）

特定保健指導は？

特定保健指導とは、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を受けていただき、その結果、生活習慣病の発症リスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施します。

病気の予防をしっかりと支援します。